

民間中心市街地商業活性化事業計画の概要

中心市街地の商業・サービス業等の顧客の増加、経営の効率化、起業・創業、新規開業等を支援するまちづくり会社等の事業を経済産業大臣が認定することで、社会的認知、信用力の向上を図り、自立する推進主体（エリアマネジメント）を強化。

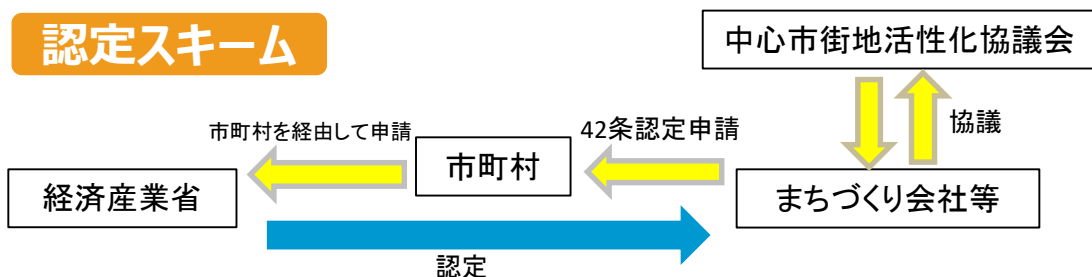
背景

- 地方の中心市街地は、高齢化・人口流出等により、新規事業の企画力、推進力を有する人材が不足している状況。面的な広がりのない単発イベントが中心となり、独力で現状から脱却することは困難。
- 他方、成功している地域においては、まちづくり会社等が、魅力ある商店の開設や空き店舗等の情報提供・事業活動の場のマッチングを行うなど、中心市街地の活性化において重要な役割を担っている。
- しかし、まちづくり会社等は、一般的に社会的認知・信用力が不足しており、利害関係者の合意調整や資金調達が円滑に進まない場合も存在することから、大臣認定により、まちづくり会社等の信頼度の向上等を図る。

認定により受けられる支援措置

- 42条認定を受けたまちづくり会社等に対する日本政策金融公庫による低利融資
設備資金・運転資金に対して特別利率による低利融資。
(基準利率から約△0.65%～△0.9%)
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構による情報提供等の協力業務（法第44条）
- 中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）
資本金が3億円を超える中小企業者に対しても株式の引き受け・保有が可能
- 42条認定事業に対するソフト補助金（*別途審査あり）
42条認定事業のうち、先進性、継続性、公益性、エリア内への波及効果が認められる事業に対する補助（補助率2/3、上限1千万円）

認定スキーム



認定要件

* 経済産業大臣による認定

- 顧客の増加や小売業の経営の効率化を図る事業であること。
- 事業実施主体者が、必要な体制、知識及び能力並びに経理的な基礎を有していること。
- 事業等の実施スケジュールが明確であること。

事業

- 顧客の増加に寄与する事業を支援する事業
- 商業・サービス業等の経営の効率化に寄与する研修その他の事業

事業のイメージ

開業支援事業

- ・ 空き店舗等の情報を提供し、出店希望者とマッチングを行うシステムの構築

経営の効率化のための事業

- ・ 歩行者通行量を解析し、顧客分析を行うシステムの構築